

【論文】

教育機会確保法制定後の夜間中学を巡る動向と課題

Trends and Issues Surrounding Evening Junior High Schools After the Enactment of the “Act on Securing Educational Opportunities Equivalent to Ordinary Education at the Stage of Compulsory Education” in Japan

江口 恋

2016年12月に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(教育機会確保法)において設置・拡充が求められた夜間中学に関して、法制定後の全国的動向と課題を検討する。特に未設置の都道府県の検討状況を概観した上で、現在浮上している①他の学校・学び場との関係、②広域対応、③学齢の不登校児の受け入れという三点の課題について考察を行う。

キーワード:夜間中学、教育機会確保法、義務教育未修了者、基礎教育保障、不登校

1 はじめに

2016年12月に制定された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(以下、教育機会確保法)において、いわゆる夜間中学の設置・拡充が謳われた。夜間中学は、戦後の新学制下において義務化された中学校に通うことができない子どもに夜間に義務教育を保障することを目的に草の根で開設され、1970年頃からは主に学齢を越えた義務教育未修了者の学びを保障する場となった(大多和 2017)。現在では、公立夜間中学の在籍生徒の約8割が外国籍の者であり、また2015年の文科省通知によつていわゆる形式卒業者(不登校等の様々な理由で中学校を卒業しながら実質的に学ぶことができなかつた人々)の入学も認められるようになっている。

長らくこの夜間中学に対する政府・文部省(文科省)の姿勢は黙認に留まり、その設置・運営は夜間中学の教師や自治体、夜間中学の開設を求める市民等の尽力によってなされてきた。また、夜間中学の設置根拠は、学校教育法施行令第25条の「二部授業」によるものとされたが、その設置・運営について具体的な規定はなされておらず、時代や地域ごとにその内実も大きく変化してきた。夜間中学関係者は、「すべての人に義

務教育を」を掛け声として、長年の間夜間中学の法的整備や制度化を求めて來たのであり、2015年以降不登校・フリースクール等に関する議論と抱き合せになる形で、教育機会確保法が制定されることになったのである(江口 2016)。

本稿は、教育機会確保法制定後における夜間中学を巡る動向を整理した上で、主に夜間中学の未設置自治体における議論に着目しながら、そこで浮上している課題について考察を行うことを目的とする。教育機会確保法において画期的な点の一つは、第14条において、学齢期を経過した者のうち就学の機会が提供されたなかった者でその機会の提供を希望する者に対して、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずることを地方公共団体に義務づけたところにある。また、第15条では、都道府県が関係市町村や民間団体等から構成する「協議会」を組織することができるとされ、都道府県の担う役割が大きくなつた。同法を巡る論点は多岐にわたるが、地方自治体の対応が一つの焦点になることは疑いえない。

教育機会確保法に関連する動向に関しては、既に『月刊社会教育』、『基礎教育保障学研究』、『日本の科学者』等で連載や特集が組まれており、その他関連する論文や書籍等も一定数公刊されている。例えば、添田(2018)は、法制定に至る動向と論点を運動の内側でなされた議論に焦点化しながら、課

題として夜間中学設置のニーズ把握の方法や協議会の設置、人材の養成・確保等が挙げられていることを指摘している。近年の動向と課題に関しては、運動推進の立場から関本(2019)が、政策立案に関わった元文科省の立場から前川(2019)がまとめている。本稿と関連の深い研究としては、横関(2019)がある。横関は、夜間中学設置を巡る地方議会の議論に着目し、国と対照的に地方自治体は夜間中学の設置に必ずしも前向きでなくニーズ調査も不十分なものが多いこと、具体的な支援のあり方に関する議論が不十分なこと、自主夜間中学の積極的な活用や支援と関連づけて公立夜間中学の問題が議論されていないこと等を指摘している。

このように多くの研究が、教育機会確保法の意義を認めた上で、その理念の現実化に向けた課題を論じている。他方で、白井・笹倉(2016)、庄司(2018a)や浅野(2019)等、義務教育・公教育の複線化、不登校・形式卒業生の「受け皿」化、学校教育を問い合わせる視点の弱さ等を指摘し、夜間中学がこれまで果たしてきた役割や意義が損なわれるリスクを懸念する議論も見られる。

本稿では、これらの先行研究を踏まえつつ、以下の検討を行う。第2節では、全国的な動向について、政府・文部科学省、全国夜間中学校研究会や夜間中学等義務教育拡充議員連盟等の取り組みを取り上げる。第3節では、地方自治体の夜間中学開設に向けた検討状況を概観し、その特徴を浮き彫りにする。第4節では、それまでの検討を通して浮かび上がった課題と争点を取り上げて考察する¹⁾。

2 全国的な動向

2.1 政府・文部科学省の動向

まず、2019年12月に開催された第65回全国夜間中学校研究大会で配布された文部科学省資料「夜間中学の現状と今後の方向性について」を基に、法制定後の取り組みを概観しておきたい。

文科省では、2017年3月に教育機会確保法に関する基本指針を策定した後、2019年11月頃までに、義務教育費国庫負担法の一部改正(都道府県立夜間中学開設の可能性拡大)、学習指導要領の改訂に際して夜間中学への言及追加、夜間中学における教育課程の特例の創設、夜間中学に関する手引の作成・改訂、教育委員会対象の夜間中学説明会の開催、

夜間中学全国実態調査の実施、夜間中学設置に係るニーズ調査ガイドラインの公表、夜間中学における日本語指導研修会の開催、夜間中学設置推進・充実協議会の設置等を進めた。なかでも、教育機会確保法の3年後見直しを見すえて2018年12月に文科省が設置した夜間中学設置推進・充実協議会の動きは注目される。同協議会では研究者、夜間中学設置自治体の職員や校長、自主夜間中学の代表者等が委員となり、単独で協議会の会議を4回、不登校に関する調査研究協力者会議、フリースクール等に関する検討会議との合同会議を2回開催し、様々な意見を総合して2019年6月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」を公表している。

また、内閣として閣議決定された「第3期教育振興基本計画」(2018年6月)、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(2019年6月)、「子供の貧困対策に関する大綱」(2019年11月)でも、夜間中学の設置促進に言及がなされている。とりわけ、第3期教育振興基本計画で各都道府県に最低1校夜間中学の開設を目指すことが明記されたことにより、文科省だけでなく政府の方針としてより強調されることとなった。さらに、関係閣僚会議で決定された「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」(2018年12月)及び「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策の充実について」(2019年6月)においても、日本語指導と関連づけて夜間中学の設置促進が記されている。

このうち、柔軟な教育課程を認めることや、広報の拡充、先進事例の公表等は、後述する夜間中学関係団体等も強く要望していたものであり、文科省のこれらの施策が既存の夜間中学や開設検討地域に与えた影響は大きい。例えば、後述するように、地方自治体における夜間中学開設に向けたニーズ調査も、ガイドラインの公表後はより実質的な形で取り組まれる例が増加している。さらに、全国夜間中学校研究会や関係諸団体が総務省に対して強く求めてきた国勢調査の項目改善(最終学歴の項目における「小学校」と「中学校」の分離による義務教育未修了者の把握の精緻化)に関して、文科省からも総務省に要望し、2020年度国勢調査において改善される見通しが得られている。

加えて、新たな変化として、2019年5月の段階で、「最低でも都道府県に一つ」としてきた設置方針に対して、全ての指定都市にも設置を促す方針が出されたことが指摘できる(『産経

新聞』(2019年5月25日)。また、2020年度予算要求でも、文科省は未設置自治体での設置促進を促すために、関係予算の大幅増額を求めている。

ただし、文科省の政策の中には、夜間中学関係団体から要望のなかつたものも含まれている。その一つが、不登校の学齢児の夜間中学における受け入れである。この方針は2016年の国会審議の過程で既に示されていたが、例えば2017年3月の基本指針には、「不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である」(文部科学省2017a p.7)と明記されている。2016年9月14日、法制定に先立って文科省初等中等教育局長が発した「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」²⁾においても、夜間中学での受け入れが可能であることが書かれていた。

江口(2016)でも触れた通り、1970年代以降の公立夜間中学の中では、学齢児の受け入れに関して、やむを得ない場合積極的に受け入れるべきだとする意見と、昼間の学校の責任放棄を助長するため受け入れるべきでないという意見があり、論争が続いてきた歴史がある。今回の法制定の動きの中でも、管見の限り、夜間中学関係団体から学齢児の受け入れが積極的に要求されることはなかった。2015年の文科省通知によって夜間中学への入学が認められた形式卒業者の受け入れに関しては、夜間中学関係団体が入学を認めるよう長く要望し続けてきたのに対して、学齢児受け入れに関しては文科省側の意向が前に出る形で政策変更が行われたことが窺える。この点に関しては、後に改めて論じる。

2.2 全国夜間中学校研究会及び夜間中学等義務教育拡充議員連盟、その他関連団体の動向

次に、政府・文科省の政策動向にも大きな影響を与える組織として、1954年に発足し公立夜間中学の教員によって構成される全国夜間中学校研究会(以下、全夜中研)及び2014年に発足し超党派の国会議員で構成される夜間中学等義務教育拡充議員連盟(以下、議連)を取り上げ、またその他関連団体の動向を確認しておきたい。

全夜中研は、毎年11~12月頃に開催する研究大会での要望書の採択と文科省・厚生労働省・総務省・地方自治体等への送付・話し合いを継続し、また2018年・2019年は夏に議連

との共催で研修交流会を開催して、参加者一同名義で議連宛の要望書を採択している。また、2017年12月7日の議連総会に『義務教育機会確保法』附則に基づく見直しと教育条件改善及び整備点を提出、2019年3月には前述の夜間中学設置推進・充実協議会に対して「『義務教育機会確保法』に係わる夜間中学校の設置・充実について」を提出し、現場からの声を上げ続けている。そこで要望されている内容は、教育機会確保法に規定された協議会設置の努力義務化を始めとする夜間中学の開設促進、教職員配置の充実や給食の実施、就学援助の適用、バリアフリー化の進展等の既存の夜間中学の充実、義務教育未修了者の実態を正確に把握する調査の改善と全国的な広報の充実、自主夜間中学等の学習支援ボランティア団体への公的支援の充実等である。

議連としては、法制定以降、2017年3月30日、同年12月7日、2018年12月3日、2019年5月16日の4回は超党派フリースクール等議員連盟との合同総会を開き、2019年11月26日には単独で総会を開いている。現状では、教育機会確保法の施行後の状況確認や関係者・関係省庁からのヒアリングが主であるが、付帯決議に示された「3年後の見直し」を踏まえ、2020年にはより具体的な動きが生じる可能性もある。

この他、1982年に関東・関西の自主夜間中学や夜間中学開設運動団体等が結成した夜間中学増設運動全国交流集会は、8月の定例集会における関係者の情報交換や交流を継続している。近年、こうした団体の設立は増加傾向にあるため、民間団体を主とするネットワークとして独自の役割を果たしていると言える。例えば、2018年6月には、このネットワークを基盤として、自主夜間中学等の関係27団体が議連に対して、前述した国勢調査の項目変更に関する要望書を提出した。また、2019年8月の第38回集会では「全都道府県に夜間中学校の開校促進」と題した要望書を採択し、議連に提出している。後者の要望書では、国や地方自治体における「夜間中学等学び直し相談窓口」の設置、ニーズ調査における福祉分野との協力、自主夜間中学への支援強化、3年目以降の制度見直しの恒常化等の特徴的な要望が挙げられている。

また、2016年には、「人が人として生きるために必要な基礎教育をすべての人へ」をキーワードに、夜間中学、識字教室、地域日本語教室、生活困窮者の自立支援、外国につながる人々の学習支援、障害者の継続教育等の様々な分野の研究者・実践者等が集う学会として、基礎教育保障学会が設立された(野山2016)。同学会は、2017年2月には文部科

学大臣宛に「教育機会確保法第7条に基づく基本指針に関する提言」を、2019年1月には夜間中学設置推進・充実協議会座長宛に「教育機会確保法見直し及び文部科学省の施策推進に関する要望書」を提出している。ここでは全夜中研等が要望している内容に加え、全国的な非識字調査の実施、大学の教員養成課程における夜間中学や不登校等の内容の組み込み等が提案されている点が特徴である。

さらに、2019年10月から、東京を拠点とする「夜間中学校と教育を語る会」の呼びかけで、夜間中学のドキュメンタリー映画である森康行監督の作品『こんばんはⅡ』(37分、2019年の上映活動を広げる「全国夜間中学キャラバン」が開始された(「こんばんはⅡ」HP)。また、大阪では2019年12月「夜間中学生歴史砦 夜間中学卒業者の会」の発足記念集会が開かれ、夜間中学生・卒業者の立場での取り組みも模索されている(「夜間中学その日その日 658」)。このように、全国的にも様々な動きが活発化していることが窺える。

特に、全夜中研が重視する要望の中で、実現が難航しているのが、夜間中学の生徒に対する就学援助の適用である。既存の夜間中学においては、東京都の区部など一部の自治体では学齢児童生徒に準ずる形で制度が適用されているが、適用されない自治体も多い。夜間中学の対象者は経済的に厳しい状況にある場合も多く、夜間中学から再び形式卒業者を出さないためにも、就学援助の適用は必須の課題として現場では受け止められている。これに対して文科省は、「就学援助が、学校教育法において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者の方に行うこととされることから、慎重に検討すべき」(全国夜間中学校研究会2019 p.71)との見解を示している。これは、年齢主義に基づいて設計してきた学校教育法体系と夜間中学が必要とされる現実との間に存在する葛藤が、教育機会確保法制定後もまだ数多く存在していることを示すものと言える。学齢超過者に対して義務教育を保障しようとする時、これまでの法制度体系を見直していくことは、不可避の作業となるであろう。

3 地方自治体の動向

次に、教育機会確保法制定前後からの地方自治体の動向について検討したい。なお、2019年12月現在で公立夜間中学が開設されているのは、9都府県27市である。

文科省が2017年7月1日現在で行った全国調査では、

「夜間中学の新設に向けた検討・準備」を行っている都道府県は6(12.8%)、市区町村は74(4.3%)となっている(文部科学省 2017b)。また、文科省は、2015年度より地方公共団体対象の「中学校夜間学級の設置促進事業」を開始し、委託研究2は「夜間中学の新設準備に係る調査研究」となっている。この委託研究2を2018年度までに一度でも受託した自治体は、20都道府県・3市(県との共同含む)に上る。

ここでは、2019年12月現在の全都道府県の動向に関して、文科省HPで公開されている委託研究2の報告書及び新聞記事、Web等で公表された情報を参照する(委託研究2の報告書を参照する際は「○県×年度委託研究報告」と記す)。検討に際しては、「夜間中学の開設を決めた／開設した自治体」、「夜間中学の開設を前向きに検討している自治体」、「夜間中学の開設を検討したが判断を保留した自治体」、「未検討もしくは不明の自治体」、「夜間中学を設置している都府県」に分類し、主に都道府県単位の検討状況を扱う。

3.1 開設を決めた／開設した自治体

まず、開設を決めた／開設した自治体をまとめたのが表1である。

自治体		文科省委託研究(年度)	自主夜間中学等※	開設(予定)年度	備考
都道府県	徳島県	2015・2016・2018	×	2021	県立で設置を表明。
	高知県	2017	○	2021	
	静岡県	2015	×	未定	
市町村	埼玉県川口市	2017・2018	○	2019	
	千葉県松戸市	2017・2018	○	2019	市川市で既に開設。
	茨城県常総市		×	2020	
	福岡県大牟田市		×	2021	
	北海道札幌市	2015(北海道教委)	○	2022	
	神奈川県相模原市	2018・2019(神奈川県教委)	○	未定	横浜市、川崎市で既に開設。

※「自主夜間中学等」には、識字教室・日本語教室等は含まず、「夜間中学を作る会」等の夜間中学開設運動団体を含めている。原則としては、全国夜間中学校研究会が「関係諸グループ」として把握している団体を含めているが、一部HPやチラシ等から独自に把握したものも含む。以下の表においても同様。

表1 夜間中学の開設を決めた／開設した自治体

教育機会確保法制定後、2019年4月に埼玉県川口市立芝西中学校陽春分校(入学者数77名)と、千葉県松戸市立第一中学校みらい分校(入学者数22名)の2つの公立夜間中学が開校した。いずれも、1980年代から長く自主夜間中学が開

設され、市民団体が公立夜間中学開設を求めてきた地域である(松戸市に夜間中学校をつくる市民の会編 2015、埼玉に夜間中学を作る会・川口自主夜間中学三十周年記念誌刊行委員会編 2016)。北海道札幌市も同様に自主夜間中学(札幌遠友塾)が 1990 年代から続いており、その関係者も北海道教育委員会が 2017 年に設置した夜間中学等に関する協議会に参画している。

神奈川県は、1950 年代より横浜市で、1982 年より川崎市で公立夜間中学が設置されてきたが、「当該市に在住・在勤」という入学条件が設定されていたため、神奈川県教委は 2016 年度から県内全ての市町村教育委員会の指導事務主管課長を構成員として「中学校夜間学級等連絡協議会」を設置し、協議を開始した。その結果、2 市の入学条件は変更せず、それ以外の地域での夜間中学設置を検討することとし、2017 年度にアンケート調査を実施した結果、特にニーズの高かった相模原・県央地区での設置を検討し、2019 年 2 月に相模原市議会で開設の方針が明示されることとなった(神奈川県 2017 年度・2018 年度委託研究報告)。これは、公立夜間中学が既に開設されている都道府県としては、千葉県に続く二番目の新設表明にあたる。

徳島県は、初めて県立夜間中学の設置を表明したことでも注目され、2019 年 2 月には県立徳島中央高校に併設することが表明されている(『徳島新聞』2019 年 2 月 22 日)。高知県も、県立での設置も含めた検討を行っている。両県は、行政が識字学級を開設してきた点で共通しており、委託研究の報告書の内容も前向きなものとなっている。

静岡県は、2015 年度の委託研究の報告書ではその時点での夜間中学設置の必要性は認められないとしたものの(静岡県 2015 年度委託研究報告)、2018 年度に静岡県国際交流協会に委託して 15 歳以上の外国人につながる住民対象の詳細なニーズ調査を行い、2019 年 2 月の県議会で夜間中学の設置に積極的に取り組む方針を示した(『静岡新聞』2019 年 2 月 20 日)。

これらの自治体が自主夜間中学の存在や文科省の委託研究を受けていた点で共通しているのに対して、独自に市が開設を決めたのが、茨城県常総市と福岡県大牟田市である。常総市は、外国人への教育機会の提供を主眼として、市立水海道中学校への夜間中学設置を決定し、2019 年度に開設準備を本格化させた(『毎日新聞(茨城版)』2019 年 2 月 23 日、『茨城新聞』2019 年 2 月 23 日)。大牟田市も同様に外国人のニ

ズに着目しているが、生活圏が同じ熊本県荒尾市も含めた近接自治体からの生徒受け入れを視野に入れている点が特徴である(『西日本新聞』2019 年 11 月 2 日)。

3.2 開設を前向きに検討中の自治体

次に、開設を前向きに検討中の自治体をまとめたのが表 2 である。

自治体	文科省委託研究(年度)	自主夜間中学等	備考
都道府県	宮城県	2016・2017	○
	福島県	2015~2018	○
	栃木県		○ 2018年度県教委主導で「夜間中学に関する連絡会議」設置。
	三重県	2016・2017	×
	岡山県	2016	○ 2019年度に前向きな検討開始。
	鳥取県		× 2018年度県教委主導で「夜間中学等調査研究部会」設置。
	長崎県		× 2019年6月県議会で教育長が設置に前向きな発言。
	大分県	2018	×
	熊本県	2015~2018	×
市町村	沖縄県	2017・2018	○
	宮城県仙台市	2016・2017	○
	佐賀県佐賀市		× 佐賀市教委は前向きだが、佐賀県教委が消極的。

表 2 開設を前向きに検討中の自治体

福島県と熊本県は 4 年連続で文科省の委託研究を受け、前向きな検討を進めているが、まだ具体的な開設の公表には至っていない。宮城県・仙台市は、共同で文科省の委託研究を受け、仙台市内の開設の方向性を表明し(夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会 2018)、仙台市がその後ニーズ調査等を進めているが、具体的な開設の発表はなされていない。大分県は、2017 年度に独自に「夜間中学検討会議」を設置し、2018 年度に委託研究を受けたが、まだ具体的な方針は示されていない。

岡山県は、2016 年度の委託研究の段階では「直ちに中学校夜間学級を設置する状況にはない」としていたが(岡山県中学校夜間学級調査研究委員会 2018)、2017 年に発足した岡山に夜間中学校をつくる会(岡山自主夜間中学)の活動が社会的に注目を集める中で、同会の協力を得て再びニーズ調査を実施することになった(『山陽新聞』2019 年 10 月 16 日)。

先に見た静岡県と同様、国や他自治体の取り組みが進む中で、改めて前向きな検討に転じた例と言える。

沖縄県は、2017 年度から委託研究を受け、2018 年度末には詳細なニーズ調査結果をまとめている(沖縄県教育委員会 2019)。三重県もまた、2 年間の委託研究を経て、2019 年度に本格的なアンケート調査実施に乗り出すことになった(『伊勢新聞』2019 年 12 月 24 日)。

文科省の委託研究を受けず、2018 年度に独自の検討組織を立ち上げたのが、栃木県、鳥取県である(『毎日新聞(栃木版)』2019 年 9 月 6 日、鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」2019)。佐賀市教委、長崎県教委は、2019 年になって前向きに検討の姿勢を表明した(『朝日新聞(佐賀版)』2019 年 6 月 19 日、長崎県議会議員宮本のりひろブログ 2019 年 7 月 3 日)。

この内、栃木では 1987 年、沖縄では 2004 年に自主夜間中学が発足している³⁾。また、福島県では 2011 年に福島市、2019 年にいわき市、南相馬市で、仙台市では 2014 年に、岡山市では 2017 年に自主夜間中学が発足し、盛んに情報発信を行っている。公立夜間中学の未設置地域において、自主夜間中学の果たす役割の大きさが窺える。

3.3 開設を検討したが判断を保留した自治体

続いて、開設を検討したが判断を保留した自治体をまとめたのが表 3 である。

自治体	文科省委託研究(年度)	自主夜間中学等	備考
都道府県	和歌山県	2015	○
	福岡県	2015・2016	○
	岩手県	2016	×
	長野県	2016	×
	滋賀県	2016	×
	山口県	2016	×
	京都府	2018	○ 京都市で既に開設。

表 3 開設を検討したが判断を保留した自治体

2016 年度に委託研究を受け、その際にニーズが確認できなかったとして、その後の検討状況が不明なのが岩手県、長野県、山口県である(岩手県中学校夜間学級の設置に関する

検討委員会 2017、中学校夜間学級設置における課題検討会 2017、山口県教育庁義務教育課 2017)。2015 年度に委託研究を受けた和歌山県もこれに準ずるが、2019 年 9 月に県教委生涯学習課が 15 歳以上の学び直しの場として「きのくに学びの教室」を県内 4 カ所で開いている(和歌山県教育委員会 HP)。滋賀県もまたこれに準ずるが、2019 年度に入って夜間中学に関するアンケートを開始しており、改めて前向きな検討を始めた可能性がある(滋賀県国際協会 HP)。

独特な事情を持つのが福岡県と京都府である。福岡県では、北九州市の 2 つの自主夜間中学が 2005 年より市教委からの公的支援を受ける形態が始まり、福岡市内の自主夜間中学もこれに準ずる形態をとってきたため、公立夜間中学の開設を求める運動は一時下火となっていた(添田 2006、江口 2016)。近年、福岡市に関しては「福岡市に公立夜間中学校をつくる会」が結成されて行政交渉が始まっているが、福岡県教委は自主夜間中学で学ぶ人が必ずしも公立化を望んでいないとして、公立夜間中学の開設には消極的である(福岡県 2015 年度・2016 年度委託研究報告)。先に触れたように福岡県内では大牟田市が独自に公立夜間中学の開設を表明したが、福岡県全体としては公立夜間中学の開設を巡る今後の展開は不透明である。

京都府は、京都市内に公立夜間中学が存在してきたが、京都市内在住者に入学が制限されていたため、2015 年頃から京田辺市で日本語よみかき教室に取り組む人々らが「京都府に夜間中学をつくる会」を立ち上げ、京都府下での新設を要望してきた(全国夜間中学校研究会 2019 pp.55-56)。そして、2018 年度に初めて京都府教委は文科省の委託を受け、ニーズ調査等を行ったが、「直ちに夜間中学の設置を具体的に検討するに至るニーズを把握することはできなかった」として、新設には消極的な考えを示した(『京都新聞』2019 年 3 月 23 日)。その後、京都市教委が市内在勤者まで入学条件を緩和する方針を示してはいるが、京都府下全体としての対応は進んでいない状況である(『朝日新聞』2019 年 10 月 25 日)。

これらの事例からは、2015~16 年度の早い段階で調査に取り組んだ自治体では、公立夜間中学の新設に慎重な判断を示す場合が多くなったこと、既存の公立・自主夜間中学がある地域の一部では広域的な対応の議論が不十分なままになっていることが窺える。

3.4 未検討もしくは不明の自治体及び夜間中学を設置している都府県

最後に、夜間中学の開設を未検討もしくは不明の自治体と、夜間中学が既に一部自治体で設置されている都府県の動向に触れておきたい。

表4にまとめた通り、夜間中学の設置検討状況が不明なのが14県である。この内、山梨県甲府市では2018年に自主夜間中学「みらい学校」が設立され(『毎日新聞(山梨版)』2018年2月20日)、石川県では2019年に「石川に夜間中学校をつくる会」のFacebookページが立ち上がっている。山形県でも、公立夜間中学開設を目指す動きが始まったと報じられている(『朝日新聞(山形版)』2019年9月19日)。先に触れた「全国夜間中学キャラバン」の取り組みとも呼応しつつ、このようにこれまで動きのなかった自治体においても、少しづつ取り組みが始まっている。教育機会確保法を受けて、これらの自治体がどのように検討を開始するのか、注目される。

都道府県	自主夜間 中学等	都道府県	自主夜間 中学等
青森県	×	石川県	○
秋田県	×	福井県	×
山形県	準備中	愛知県	×
群馬県	×	岐阜県	×
山梨県	○	島根県	×
新潟県	×	宮崎県	×
富山県	×	鹿児島県	×

表4 未検討もしくは不明の自治体

表5は、公立夜間中学を一部自治体が開設しており、新設準備に関する文科省の委託研究²を受けていない都府県をまとめたものである。

東京都と大阪府は公立夜間中学の設置校数が多く、広く都下・府下在住・在勤者の入学が認められているが、いずれも自主夜間中学が存在している。特に、東京都江東区では1980年代から長く公立夜間中学の開設要求が行われており、2017年には東京都内自主夜間中学等連絡会が結成されて東京都への要請を行っているが、その後の検討状況は不明である(庄司 2018b)。

都道府県	自主夜間 中学等	備考
千葉県	○	消極的
東京都	○	
大阪府	○	入学条件緩和
奈良県	○	
兵庫県	○	入学条件緩和
広島県	×	

表5 夜間中学が設置されている都府県

千葉県では、2018年に千葉市で「ちば夜間中学をつくる会」(ちば自主夜間中学)が発足した(『毎日新聞(千葉版)』2019年10月22日)。しかし、松戸市での公立夜間中学の開設の際にも千葉県教委は非協力的であったとされ、千葉県下全体の広域対応の議論は進んでいない(夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会 2018 p.55)。兵庫県では、2018年に「ひょうご夜間中学をひろげる会」が発足し、姫路市での夜間中学開設の必要性等を議論しつつ、県下全域を射程に入れた取り組みを始めている(全国夜間中学校研究会 2019 pp.62-63)。

奈良県は、1991年に奈良県夜間中学連絡協議会が発足し、公立夜間中学3校と自主夜間中学3校とが連携しながら、広域的な対応が早くからとられており、これまでの条件を継承することが課題とされている(全国夜間中学校研究会 2019 p.16)。他方、広島県は広島市しか公立夜間中学が開設されていないが、県下全体を視野に入れた議論は今のところ窺えない。

なお、既設自治体で注目されるのは、入学条件緩和の動きである。大阪府では、2019年度より府外在住者も個別ケースに応じて入学を認める方針が示された。また、神戸市は「市内在住者」に入学を制限していたが、2019年度に「在勤者」も含める方針を示し、兵庫県教委も広域対応の検討を開始した。尼崎市も、市内在住・在勤の制限の緩和を検討し始めている(『産経新聞』2019年2月28日、『神戸新聞』2019年1月26日)。こうした動向は、教育機会確保法の理念を自治体が前向きに受け止めたものであり、今後他自治体へも波及するかが注目される。

以上、教育機会確保法制定後の地方自治体の動向を確認してきた。前向きな変化としては、当初は市町村教委に問い合わせ状況を確認するに留まる等、不十分なニーズ調査だ

けで開設に消極的な結論を出す自治体が見られたのに対し、文科省のガイドライン策定もあり、実質的なニーズ調査に基づいて積極的な検討が行われる例が増加している点が指摘できる。例えば、北海道や岡山県などは自主夜間中学等との連携による調査を模索し、静岡県は国際交流協会に委託して15歳以上の外国につながる住民に対してコーディネーターを雇って詳細な調査を行ってニーズを浮かびあげている。また、沖縄県は企業への依頼を含む複数の手法で県全体のニーズを詳細に把握して報告書をまとめている。

さらに特筆すべきは、高知県が始めた「夜間中学体験学校」の取り組みである。これは、県内各地で教育委員会指導主事等が講師となって夜間中学の体験授業を行い、夜間中学への理解を広げつつ具体的なニーズを探ろうとするもので、2018年度に始められた(高知県2018年度委託研究報告)。この取り組みは他自治体からも注目され、神奈川県相模原市でも参考にした体験会が開かれている(『毎日新聞(神奈川版)』2019年10月28日)。

ただし、ニーズ調査結果が十分に施策に生かされるか否かは予断を許さない。そもそも十分に教育を受けられていない事実は、声を上げにくい内容である。教育機会確保法の精神を活かし、勇気を出して声を上げた一人ひとりに具体的に寄り添うことが、地方自治体には求められる。

4 夜間中学の増設を巡って争点となる課題

最後に、これまでの公立夜間中学のあり方に搖さぶりをかけるという意味で、今後争点になり得る課題として、①他の学校・学び場との関係、②広域対応、③学齢の不登校児受け入れの三点を取り上げ、若干の考察を行いたい。

4.1 他の学校・学び場との関係

第一に、他の学校・学び場との関係に関する課題である。

文科省の手引では、夜間中学の対象者として「義務教育未修了者」、「入学希望既卒者」(いわゆる形式卒業者)、「不登校となっている学齢生徒」、「外国籍の者」の4カテゴリーが示されている(文部科学省 2018 pp.20-28)。学齢生徒に関しては後述するが、学齢超過者に限っても、上記のカテゴリーの人々の一部が夜間中学以外の学校や学び場で既に学んでいる状況があるため、地方自治体での検討においてそれらと

の関係が争点になる場合が多い。

例えば、2018年度より夜間中学等調査研究部会を設置して検討を進めてきた鳥取県では、関連する鳥取県内の取り組みが確認され、2019年段階では公立夜間中学を設置する場合と公立夜間中学設置以外での学び(鳥取県型夜間中学)を充実させる場合の2パターンの案が提出されている。後者の案では、義務教育未修了者に対しては識字学級や生涯学習教室等で対応し、外国籍の者に対しては国際交流財団やボランティア団体による無料の日本語クラスの拡充で対応し、形式卒業者には通信制高校や教育支援センター(ハートフルスペース)で対応し、不登校の学齢生徒に対しては既存の適応指導教室やフリースクールに加えて私立の定時制「学び直しの場」設立支援で対応する、という構想となっている(鳥取県教育委員会HP)。

このように、公立夜間中学の開設よりも、定時制高校も含めて、既存の学校や学び場等の社会的資源の拡充を優先すべきとの意見は、各自治体の報告書等の中で散見される。例えば、岡山県では、岡山市のシニアスクールや倉敷市の「まなびば ippo」という「ニート支援」事業が関連する取り組みとして挙げられている(岡山県中学校夜間学級調査研究委員会2018)。また、社会教育・生涯学習として「学び直し」事業を新たに開始した自治体も複数見られる(北海道苫小牧市の「ナナカマド教室」、岡山県備前市の「夜間学び直し事業」、和歌山県の「きのくに学びの教室」、大分市の「おおいたナイトスクール」等)。

公立夜間中学の役割を社会教育で代替する考え方は、長く全夜中研等の関係団体から批判されてきた経緯がある。1970年前後に夜間中学の廃止反対・増設運動が興隆した際、公立夜間中学を廃止した愛知県名古屋市が社会教育事業として「中学夜間学級」を始めたことがあり、その後全夜中研は「義務教育は学校で保障するべきだ」「権利の値引きは許さない」等と主張してきた(江口 2016)。ただし、中国引揚・帰国者に対する日本語教育保障は、「夜間中学に丸投げするのではなく引揚者センターを設立して公的な保障を行うべきだ」と主張して、運動が展開されたケースもある(大多和 2017)。

また、夜間中学関係者以外も数多く参加する基礎教育保障学会の場合は、教育機会の確保について「すでに行われている識字教室や日本語教室などに対する公的支援も含めた解釈を希望します。国及び地方公共団体は、識字教室や日本語教室などによる学習機会の確保にも努めてください」と、

夜間中学以外の学び場の拡充も要求している(基礎教育保障学会 2017)。民間の識字教室に取り組んで来た立場からは、学校という枠組みの限界も指摘されている(柴田 2016)。

このような状況をどのように考えればよいだろうか。筆者の現時点の考えを三点示しておきたい。第一に、該当となる対象者にとって何が最善の教育保障に当たるのかという観点から議論を行い、財政上の見地だけで判断を行わないことである。そもそも、対象者の多くは既存の義務教育から排除されてきた被害者である側面があり、これに対する補償をより低い水準に切り詰めようとする発想はとられるべきではない。

第二に、公立夜間中学でないと成しえないこととそうでないことが何か、見定めることである。図1は、これまで歴史的に公立夜間中学が果たしてきた役割を3要素として提示したものである。例えば、中学校卒業資格の取得だけが目的であれば、中学校卒業程度認定試験の受験を勧める方法がある。また、特に形式卒業者に関しては、基礎的な学習保障と学校生活・学校経験の保障だけが必要であれば、定時制・通信制高校に入学する可能性もあり得る。基礎的な学習を地域に根差してゆっくり行うのであれば、識字教室や日本語教室が望ましい場合もあるだろう。実際、松戸市や川口市の自主夜間中学は、公立夜間中学の開設後も独自の役割は残るとして継続を決めており、公立夜間中学の開設ですべての課題が解決されるわけではないことが示唆されている。

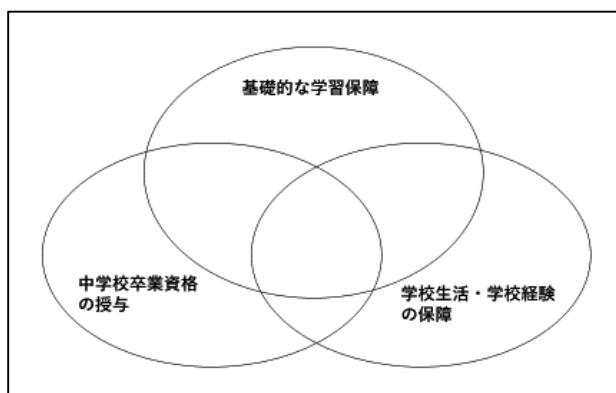


図1 公立夜間中学の果たしてきた役割

しかし、この3要素をすべて同時に満たそうとすると、公立夜間中学以外では難しい場合が多い。関連して述べておくと、高齢の義務教育未修了者には中学校卒業証書は不要ではないかという意見が時折見られるが、卒業証書を得ることで社会的承認と尊厳の回復を実感する人々は多く、卒証証書授与の

役割が不要と結論することには慎重でなければならない。

第三に、夜間中学以外の学び場が適切であると判断される場合、行政も市民もその学び場の発展に対して責任を持って取り組むべきことである。例えば、2019年の日本語教育推進法の成立によって、日本語教育の公的保障に関する議論が今後進んでいく可能性が高い。その中で、これまで夜間中学が担ってきた役割を見つめながら、むしろ積極的により良い保障のあり方を提言していくことが望まれる。

現在、教育機会確保法制定によってこうした基礎教育保障に関わる様々な施策が可視化され、学習を希望する人にとって望ましいあり方は何か議論が進んでいること自体は、望ましい流れであり、今後一層議論を深めていく必要がある。

4.2 広域対応—通信制等の是非

第二に、広域対応の必要性に関する課題である。

近年、交通の利便性がよい大都市部以外の地域でも教育機会確保法を受けて施策が求められる中で、特に規模の大きい都道府県では、公立夜間中学を1校開設するだけでは広域の学習希望者に対応しきれないことが課題として指摘されている。例えば、宮城県の場合は、仙台市内に公立夜間中学を開設した上で、県全域としては定時制高校における科目履修制度を活用して実質的な学習保障を拡大する方向性が提案されている(夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会 2018 p.10)。

この点、法制定以前は、夜間中学開設市区のみに議論が限定されがちであったが、都道府県の責任が明記されたことで、広域の義務教育未修了者等に対してどう対応するのかが議論され始めているのは望ましい動向である。この動きは、既設自治体における入学条件緩和を促すことにも結びついており、夜間中学にすらたどり着けない人々の孤立状況をどう考えるのかが今後の重要な検討課題となっている。

この広域対応の問題と関連して言及されるのが、通信制の方法である。例えば、和歌山県は、東京都千代田区立神田一橋中学校の視察を行っている(和歌山県 2015 年度委託研究報告)。また、北海道に夜間中学をつくる会の工藤慶一は、全道的な対応を考えると通信制の活用も検討する必要があると述べている(全国夜間中学校研究会 2018)。

この他、文科省主催の平成29年度夜間中学説明会の場で、夜間学級を開設する東京都世田谷区三宿中学校長は、「夜間

中学にセンター的機能を持たせて、サテライト制を導入することも考えられるのではないか」と発言している(夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究会 2018 p.53)。また、鳥取県の研究会では、ICT を活用した自宅学習をベースに月に何度か通学する方法も委員から提案されている(鳥取県教育委員会小中学校課 2018)。

この通信制等の方法に関しても、1970 年前後に自治体の間で検討されており、その際運動側では、中学校通信制は制度上卒業証書が授与できないことや夜間中学では生徒同士や教師との人間関係・信頼関係の構築が極めて重要であることから、通信制では夜間中学の役割を代替できないという意見が強かった(江口 2020)。

この広域対応の問題は、公立夜間中学以外の学び場との関係とも重なる論点であり、また地域の固有事情も大きいため、簡単に答えを出すことは難しいと考えられる。筆者としては、公立夜間中学にセンター的機能を持たせて広域対応の可能性を検討していく方向性には、一定の可能性があるように思われる。ただし、夜間中学の実践の中で、ただ知識を頭に詰め込むだけでなく、差別や排除から守られながら、多様な人々との交流の中で尊厳を取り戻していく学びの過程が重視されてきたことの意義は大きく、そのことを踏まえた上の慎重な議論が必要である。

4.3 学齢の不登校児の受け入れ

第三に、最も論争的であるのが、学齢の不登校児の受け入れを巡る課題である。

1970年前後から、原則として公立夜間中学での学齢児受け入れは認められなくなり、長く受け入れが続いた東京都でも 80 年代末には入学が無くなっている(大多和 2017)。1970 年代には、文部省は夜間中学での学齢児の受け入れは児童労働の容認に結びつき得ることから反対の姿勢を示し、また関西の同和教育を推進する教師は、昼の学校の責任放棄を助長することを懸念して、学齢児の受け入れを認めない立場をとっていた。こうした歴史的経緯もあってか、文科省が学齢児の受け入れ可能性を示唆した後も、今まで公立夜間中学の新設を決めた自治体で学齢児の受け入れを決めた例は見受けられない。

ただし、各自治体の報告書の中では、学齢児の受け入れが前向きに検討された形跡が散見される。例えば、三重県教

委は、「入学希望既卒者や不登校となっている学齢生徒などの受け入れが想定されることから、学校や適応指導教室等でも、夜間中学等に対するニーズの把握を実施すること等についても検討していきたい」(三重県教育委員会 2017 p.12)と報告書に記している。また、高知県の報告書では「不登校となっている学齢生徒の受け入れについて、その必要性は十分に認められる。その一方で「夜間中学を不登校の生徒の受け皿として、安易に捉えられてしまうのではないか」ということが懸念される。このため、入学もしくは編入学の時点で、本人や在籍学校長等と設置者及び夜間中学校長が面談を行い、決定することが望ましい」(高知県 2017 年度委託研究報告)とされている。

筆者の見聞きした範囲でも、全夜中研大会や夜間中学増設運動全国交流集会の中で、自主夜間中学の関係者が学齢児の受け入れに前向きな意見表明をすることがあった。また、関西の夜間中学教員による座談会では、具体的にフィリピンから来た不登校気味の学齢生徒から夜間中学に相談があつた例などを紹介しながら、昼の学校から切り離さないように配慮しつつ学齢児を受け入れることも考えられるのではないかとの提案があり、賛否について踏み込んだ議論がなされている(『生きる 開く 学ぶ』編集委員会編 2019 pp.380-383)。

今後、学齢児の受け入れを想定しつつ夜間中学と他の学校・学び場との関係を検討する場合は、より広い視野からの検討が必要になってくる。そうなれば、これまで教育機会確保法においては、基本的に不登校・フリースクール等の関連部分と夜間中学の関連部分は切り分けて議論が進められてきたが、両者を乗り合わせた議論が求められることになるだろう。その際、教育機会確保法制定にあたって不登校・フリースクール等の関連部分に対してなされた批判や懸念を十分に受けとめ、議論を接続させていくことが不可欠となる⁴⁾。また、教育機会確保法制定を巡る動きの中で十分に議論が尽くされなかつた外国人学校の位置づけの問題や、特別支援教育・インクルーシブ教育等を巡る議論の状況と重ねて考えることも重要なようである。

5 おわりに

本稿では、2016 年の教育機会確保法制定後の夜間中学の開設等を巡る全国的動向を概観した上で、①他の学校・学び場との関係、②広域対応、③学齢の不登校児の受け入れの

三点の課題に着目して考察を行った。今回は全国的な動向を取り上げたが、既設の夜間中学においても地域差は非常に大きいため、今後は各自治体・学校の具体的な事情により焦点化した検討が求められるだろう。

加えて、夜間中学の歴史が培ってきた実践・思想の発展的継承のあり方も今後の課題となる。夜間中学は、「あってはならないが、なくてはならないもの」と言われてきた。また、「時代を映す鏡」と言われ、それぞれの時代で新たな夜間中学像が模索され続けてきた。さらに、夜間中学で問題を引き受けつつ、日本社会や義務教育制度の総体に投げ返していく必要性が提起されてきた(江口 2020)。

様々な課題が山積する中、このような夜間中学の独自性と培ってきた議論の蓄積を踏まえながら、新しい時代状況の中で貧困・差別・排除を強いられた人々にとって意味ある夜間中学の姿とはどのようなものか、引き続き模索されなければならない。

謝辞

本研究は、科学研究費補助金若手研究(課題番号18K13047)の助成によるものである。また、これまで資料や知見をご提供下さった方々に心から感謝申し上げたい。

註

- 1) 筆者は、2017 年度の宮城県・仙台市の調査研究会専門部会委員や、2018 年 12 月に文科省が設置した「夜間中学設置推進・充実協議会」委員を務めるなど、本稿で取り上げる動向の一部に内側から関わったこと、また全国夜間中学校研究大会や夜間中学増設運動全国交流集会等に参加する中で多くの関係者の知見に触れてきたことを付記しておく。
- 2) 教育機会確保法制定後の議論を受けて、2019 年 10 月 25 日に同名の通知が発せられ、それまでの通知は廃止されたが、ここでも夜間中学に関する言及は同様になされている。
- 3) 栃木自主夜間中学は、登校拒否問題への取り組みから始まったが、現在では全夜中研の「関係諸グループ」としては挙げられていない。
- 4) 関連する批判や懸念の一部は江口(2016)で取り上げた。

引用・参考文献

- 浅野慎一(2019)「夜間中学の変遷と未来への「生命線」」『日本の科学者』54 卷 2 号 pp.73-78
- 『生きる闘う学ぶ』編集委員会編(2019)『生きる闘う学ぶ—関西夜間中学運動 50 年』解放出版社
- 岩手県中学校夜間学級の設置に関する検討委員会(2017)『中学校夜間学級の設置に関する調査報告書』
- 江口怜(2016)「夜間中学政策の転換点において問われていることは何か」『(教育と社会)研究』26 号 pp.35-48
- 江口怜(2020)「夜間中学の成立と再編」木村元編『境界線の学校史』東京大学出版会、近刊
- 大多和雅絵(2017)『戦後夜間中学校の歴史』六花出版
- 岡山県中学校夜間学級調査研究委員会(2018)『岡山県における中学校夜間学級に関する調査研究報告書』
- 沖縄県教育委員会(2019)『沖縄県 夜間中学設置に係るニーズ調査報告書』
- 基礎教育保障学会理事会(2017)「教育機会確保法第 7 条に基づく本指針に関する提言」
- 埼玉に夜間中学を作る会・川口自主夜間中学三十周年記念誌刊行委員会編(2016)『月明かりの学舎から—川口自主夜間中学と設立運動三十年の歩み』東京シェル出版
- 滋賀県国際協会 HP「滋賀県教育委員会 夜間中学ニーズ調査 多言語アンケート用紙について」<http://www.s-i-a.or.jp/news/426> 2020 年 1 月 15 日閲覧
- 柴田亨(2016)「なぜ識字・日本語学習なのか」『部落解放研究』205 号 pp.90-106
- 庄司匠(2018a)「義務教育の完全保障か義務教育の二層構造化か」『部落解放』751 号 pp.62-69
- 庄司匠(2018b)「義務教育機会確保法成立前後の東京と神奈川における夜間中学運動」『基礎教育保障学研究』2 号 pp.19-25
- 白井善吾・笛倉千佳弘(2016)「夜間中学はなぜ法制化を望むのか?」『季刊 forum 教育と文化』85 号 pp.42-48
- 関本保孝(2016)「すべての人に義務教育を」求め続けた全国夜間中学校研究会の 60 年』『日本の科学者』54 卷 2 号 pp.61-66
- 全国夜間中学校研究会(2018)『2018.7.27(金)研修交流会記

録誌』

全国夜間中学校研究会(2019)『第 65 回全国夜間中学校研究大会 大会資料集』

添田祥史(2006)「夜間中学の官民協働運営の可能性」『九州教育学会研究紀要』34 卷 pp.249-256

添田祥史(2018)「夜間中学をめぐる動向と論点整理」『教育学研究』85 卷 2 号 pp.196-205

中学校夜間学級設置における課題検討会(2017)『中学校夜間学級設置における課題検討会報告』

鳥取県教育委員会小中学校課(2018)「第 2 回夜間中学等調査研究部会の概要について」

鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」(2019)『平成 30 年度鳥取県教育審議会「夜間中学等調査研究部会」～中間まとめ』

鳥取県教育委員会 HP「令和元年度第二回部会配布資料」
<https://www.pref.tottori.lg.jp/30029.htm> 2020 年 1 月 15 日閲覧

長崎県議会議員宮本のりひろブログ「(地方議会定例会から)夜間中学の開設急げ／長崎県議会 宮本法広議員」
<http://www.komei.or.jp/km/n-miyamoto/> 2020 年 1 月 15 日閲覧

野山広(2016)「基礎教育保障学会の設立と識字・日本語学習をめぐる新たなうねり」『部落解放研究』205 号 pp.159-181

前川喜平(2019)「夜間中学の整備・充実と教育政策」『日本の科学者』54 卷 2 号 pp.85-88

松戸市に夜間中学校をつくる市民の会編(2015)『新たな出発の今—松戸自主夜間中学校の 30 年』桐書房

三重県教育委員会(2017)『中学校夜間学級の設置促進事業にかかる報告書』

文部科学省(2017a)『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針』

文部科学省(2017b)「平成 29 年度夜間中学等に関する実態調査」

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/11/07/1357982_03.pdf
2020 年 1 月 15 日閲覧

文部科学省(2018)『夜間中学の設置・充実に向けて【手引】(第 2 次改訂版)』

夜間中学設置に係る宮城県教委・仙台市教委共同調査研究

会(2018)『夜間中学設置に向けた調査研究報告書』

山口県教育庁義務教育課(2017)『中学校夜間学級に関する調査研究報告書』

横関理恵(2019)「いつでも、誰でも、どこからでも夜間中学に通える制度づくり」『日本の科学者』54 卷 2 号 pp.79-84

和歌山県教育委員会 HP「きのくに学びの教室」

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500600/kinokunimanabinokyoshitu.html> 2020 年 1 月 15 日閲覧

「こんばんは II」HP <http://www.konbanha2.com/> 2020 年 1 月 15 日閲覧

「夜間中学その日その日 658」2019 年 12 月 29 日
<https://journalistworld0.wixsite.com/mysite> 2020 年 1 月 15 日閲覧

『毎日新聞(山梨版)』2018 年 2 月 20 日

『神戸新聞』2019 年 1 月 26 日

『静岡新聞』2019 年 2 月 20 日

『徳島新聞』2019 年 2 月 22 日

『毎日新聞(茨城版)』2019 年 2 月 23 日

『茨城新聞』2019 年 2 月 23 日

『産経新聞』2019 年 2 月 28 日

『京都新聞』2019 年 3 月 23 日

『産経新聞』2019 年 5 月 25 日

『朝日新聞(佐賀版)』2019 年 6 月 19 日

『毎日新聞(栃木版)』2019 年 9 月 6 日

『朝日新聞(山形版)』2019 年 9 月 19 日

『山陽新聞』2019 年 10 月 16 日

『毎日新聞(千葉版)』2019 年 10 月 22 日

『朝日新聞』2019 年 10 月 25 日

『毎日新聞(神奈川版)』2019 年 10 月 28 日

『西日本新聞』2019 年 11 月 2 日

『伊勢新聞』2019 年 12 月 24 日